

加古川市国民健康保険事業における居所不明被保険者の資格喪失事務処理に係る取扱要綱

平成 20 年 12 月 25 日 市民部長決定

令和 2 年 1 月 17 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者資格は住所を要件としており、この住所は、通常住民基本台帳を基礎として認定しているが、住民基本台帳法上の手続きを行わずに転出又は転居している場合がある。この場合、住民基本台帳により国保被保険者の資格を確認することが困難であるため、居所が不明な国保被保険者の調査方法等の基準を明確にし、もって、国保被保険者の資格喪失にかかる適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において「居所不明」とは、被保険者が住民基本台帳法の手続きを行わずに転出等しているか、または届出地に居住していないことをいう。

(居所不明被保険者の台帳の作成)

第 3 条 調査の対象は次のいずれにも該当する被保険者とする。

(1) 納付通知書、督促状等が「あて所に尋ねあたらず」又は「転居先不明」で返送された者

(2) 住民登録地に常時不在又は居住が疑わしい者

2 調査にあたっては、次の台帳（以下「居所不明者リスト等」という。）を作成し、処理状況を明確に記載する。

(1) 居所不明被保険者調査対象者リスト及び管理簿

(2) 居所不明被保険者調査台帳兼結果表

(居所不明者リスト等の調査)

第4条 居所不明者リスト等により、次の調査を行うものとする。

- (1) 被保険者証の更新状況
- (2) 住民基本台帳による異動状況や同居者の状況
- (3) 滞納処分台帳による過去の訪問状況

2 次条の調査により、居住していないと見られる者については、次の調査を行うものとする。

- (1) 国保の状況調査
    - ① レセプト等による給付状況
    - ② 保険料（税）の納付状況
  - (2) 国保以外の状況調査
    - ① 市民税に係る所得の申告状況
    - ② 水道の開栓及び閉栓状況
- (現地調査)

第5条 前条第1項の調査によって、居住していない可能性があるものについて、次の現地調査を行うものとする。

- (1) 家屋等の調査
  - ① 家屋の有無
  - ② 表札、郵便受けの氏名及び状況
  - ③ 電気、ガス等のメーターの状況
- (2) 聞取調査

次により、聞取調査を実施する。調査にあたっては、居住の有無、居所不明となった時期を重点に行う。

- ① 現住者への状況調査
- ② 家主やアパートの管理人からの情報収集
- ③ 近隣者からの情報収集

2 現地調査の結果、居住していないと見られる者については、転出等の時期が明確なものや家屋がない等により居住していないことが明らかなものを除き、原則として2回以上調査を行う。ただし、滞納整理時に同一内容

の調査を行っているときは、これを1回とみなす。

(被保険者への指導)

第6条 現地調査等により居所が判明した場合は、被保険者に対し、住所変更、資格喪失届等の指導を行うものとする。

(不現住被保険者の認定等)

第7条 調査の結果、転出している事実が確認された者及び明確な資料等はないが1年以上居住していない事実が明らかなものは、次の日をもって不現住被保険者と認定し、住民基本台帳法所管課に關係資料を回付し、職権による住民票の削除を依頼する。

(1) 転出の事実が確認できる者

転出の事実日(水道の閉栓や建物賃貸契約の解除日等)

(2) 居住していない事実が明らかな者

居住していない事実が確認できる資料等から合法的に判断できる最も遅い日

(資格喪失手続)

第8条 不現住被保険者にかかる住民票が削除されたことが確認できた場合は、被保険者台帳の削除及び保険料更正の決議を行う。

(書類の整理)

第9条 不現住被保険者と認定した者にかかる居所不明者リスト等は、後日、被保険者等からの照会があれば、直ちに回答できるよう保管する。

2 關係書類の保管期限は5年とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康医療部長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は平成21年1月1日から施行する。

2 平成20年12月31日以前に行った現地調査及び滞納整理時の同一内容の調査も有効とし、これを1回と見なす。

附 則（令和 2 年 1 月 17 日 加保第 3800 号）

この要綱は、令和 2 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 加保第 331 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。